

# 愛知県南海トラフ地震被害予測調査仕様書

## 1 総則

この仕様書は、愛知県が2024年度に実施する愛知県南海トラフ地震被害予測調査に適用する。

## 2 目的

2011年に発生した東日本大震災を踏まえ、国は2011年から2013年にかけて、南海トラフ巨大地震被害想定を実施し、2014年3月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定した。本県においても、2011年から2013年にかけて、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査を実施し、2014年5月に調査結果を公表した。この調査結果は、本県の地震防災対策の前提となっている。

基本計画の策定から10年が経過することから、国は2023年から南海トラフ巨大地震被害想定の見直しを行っており、今後、基本計画の見直しが予定されている。

本県においても、今後の地震防災対策の基礎資料とするため、最新の基礎データ等を反映し、国の調査と整合を図りつつ、被害予測調査を行う。

## 3 履行内容

受託者は、本業務の遂行に当たっては、委託者と密接な連絡を保ち、本仕様書に定めるところにより誠実に履行するものとする。

なお、本業務に定めた事項に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に規定されていない細部については、双方協議の上履行するものとする。

## 4 業務内容

別添の愛知県南海トラフ地震被害予測調査基本フレームのうち、2024年度業務とする。

## 5 調査体制

この調査は愛知県防災会議地震部会が行う。調査に当たっては、地震部会のもとに「愛知県南海トラフ地震被害予測調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の指導助言の下に、本県が事業者調査を委託する。

調査は事業者内に被害予測ワーキンググループを設置して行う。また、必要に応じ、有識者等にヒアリングを行うものとする。

## 6 必要書類の提出等

### (1) 管理技術者・照査技術者の選定通知

受託者は、調査における管理技術者及び照査技術者を選任し委託者に通知しなければならない。

### (2) 完了届の提出等

受託者は、業務完了後、遅滞なく完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

## 7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、全ての成果品はCD等を利用した電子媒体としても納入する。

### (1) 調査報告書

- ・報告書（A4版）製本 1部、ファイル綴じ 15部
- ・資料データ 1式

- ・電子データ（CD-R等） 1部（保有データリストも作成すること。）
- (2) その他
- ・検討に使用した基礎的資料 1式

## 8 本仕様書に係る業務全般についての注意事項

- (1) 各種資料の使用のため関係者の承認が必要な場合は、原則として受託者がその手続を行う。また、業務に関して、法令等により官公庁への申請が必要な場合も、同様とする。
- (2) やむを得ない理由により、この仕様書による業務の遂行が困難となった場合は、受託者は直ちに書面により委託者に申し出て、その指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、契約期間満了後においても、委託者が本調査についての説明及び関係資料の提出等を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上決定する。